

29 畜産・酪農の収益性向上

【7, 591 (69) 百万円】
(平成26年度補正予算 21, 044 百万円)

対策のポイント

生産基盤の維持・拡大のため、高収益畜産への転換、生産性向上、畜産環境問題への対策を進めることにより、畜産・酪農の収益性向上を図ります。

<背景／課題>

- ・畜産業においては、配合飼料価格が上昇傾向にある中、高齢化や離農が進み農家戸数や飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されています。また、混住化の進展により悪臭問題が顕在化し、畜産経営の存続のためにも畜産環境問題の解決が課題となっています。
- ・我が国畜産の競争力強化のため、畜産農家をはじめとして、地域に存在する各種支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）や関連産業等の関係者（乳業、食肉センター等）が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組、国産畜産物の需要創出による新たな市場獲得に向けた取組等を進めることが重要となっています。

政策目標

- 経営の効率化や収益性の向上による生産基盤の強化
- 畜産経営の苦情発生件数の減少

<主要内容>

1. 高収益型畜産体制（畜産クラスター）構築事業 76 (69) 百万円
(平成26年度補正予算 200 百万円)

地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や、全国的な普及活動等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

2. 畜産収益力強化対策[新規] 7, 515 (一) 百万円
(平成26年度補正予算 20, 115 百万円)

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備等を支援します。

（補助率：1／2以内）
事業実施主体：民間団体

3. 国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業
(平成26年度補正予算 728 百万円)

国産畜産物の新商品（生ハム、ソーセージ、チーズ等）の開発を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

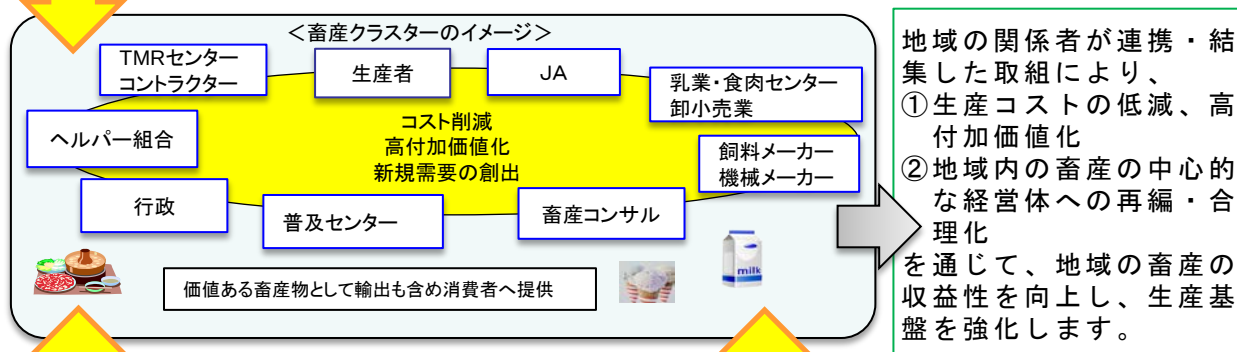
- | | | |
|-----------|-----------|----------------|
| 1、2の事業 | 生産局畜産企画課 | (03-3502-5979) |
| 3の事業のうち | | |
| 牛乳乳製品について | 生産局牛乳乳製品課 | (03-3502-5987) |
| 食肉鶏卵等について | 生産局食肉鶏卵課 | (03-3502-5989) |

畜産・酪農の収益性向上

高収益型畜産体制構築事業

- 検討会の開催、新たな取組に関する調査・実証への支援

実証成果を全国的に普及



畜産収益力強化対策

畜産収益力強化支援事業

- 中心的な経営体の収益性の向上等に必要な機械のリース整備を支援（1/2以内補助）



地域の収益性向上のための畜産クラスター計画に位置づけた中心的な経営体

- ・畜産農家
- ・新規参入者
- ・飼料生産受託組織



搾乳ロボット



バルククーラー



汎用型(稲WCS、トモロシ等に活用)飼料収穫機

畜産競争力強化整備事業

- 中心的な経営体の収益性の向上等に必要な施設の整備を支援（1/2以内補助）



ミルクングパーラー



飼料調製施設



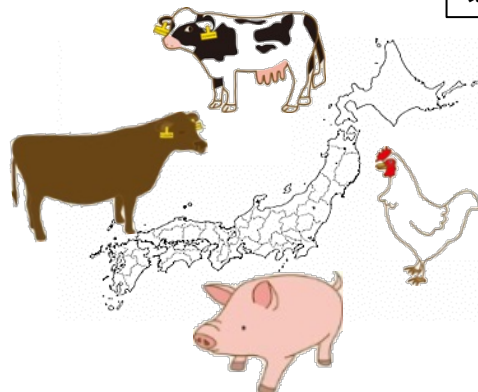
畜産環境対策施設

(※公社等が整備し、中心的な経営体に貸し付ける場合も含む)

国産畜産物の新たな市場獲得のための技術開発促進事業

- 国産畜産物の新商品開発を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援

新商品開発に必要な技術開発等



国産畜産物を活用



ソーセージ



生ハム



チーズ 等

新たな市場獲得

30 畜産・酪農の生産力強化 [新規]

【258（一）百万円】

（平成26年度補正予算 1,976百万円）

対策のポイント

酪農経営における受精卵移植・性判別技術を活用した優良な乳用後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等の取組により、畜産・酪農の生産力強化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 大家畜経営の生産基盤の縮小が懸念される中、
 - （１）酪農経営においては、交雑種子牛の生産が増加する一方で、乳用後継雌牛が減少
 - （２）和牛繁殖経営においても、繁殖成績の低下等により、和子牛の生産が減少しています。
- ・ このため、優良な乳用後継雌牛の確保と和牛主体の肉用子牛の生産拡大等を通じて畜産・酪農の生産力を強化していくことが必要です。

政策目標

- 優良な乳用後継雌牛の確保を通じた生乳の安定供給
- 和牛の生産拡大による国産牛肉の安定供給

<主な内容>

1. 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業

（１）酪農経営改善緊急対策（平成26年度補正予算 1,780百万円）

酪農経営における優良な乳用後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大を図るため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- ① 和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組
- ② 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- ③ 性判別精液生産機器の導入
- ④ 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催

（２）肉用牛繁殖性向上緊急対策（平成26年度補正予算 196百万円）

畜産クラスター計画に基づき、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体、生産者集団）

2. 和牛の生産拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）[新規]

258（一）百万円

受精能力が高い精子の判別技術の改良を通じた性判別精液による受胎率の向上や、雌牛の栄養状態の制御による分娩間隔の短縮等のための技術開発を推進します。

（生産現場強化のための研究開発のうち受胎率向上のための研究開発
委託費
委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1 の事業 生産局畜産振興課（03-6744-2587）
- 2 の事業 技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）
（03-3502-2549）

畜産・酪農の生産力強化〔新規〕

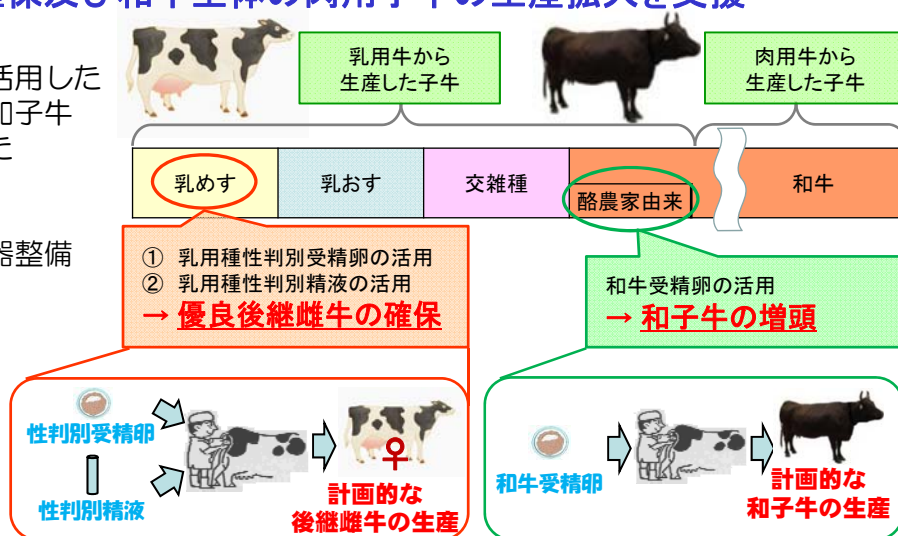
1. 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業(平成26年度補正予算)

酪農経営の収入増や肉用子牛の供給拡大による肥育経営のコスト削減による経営改善を推進

- 酪農経営においては、交雑種の生産が増加する一方で、乳用後継雌牛が減少しており、和牛繁殖経営においても、繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少。
- このため、受精卵移植・性判別技術等を活用し、優良な乳用後継雌牛の効率的な確保及び和子牛の生産拡大等を図る取組を推進。

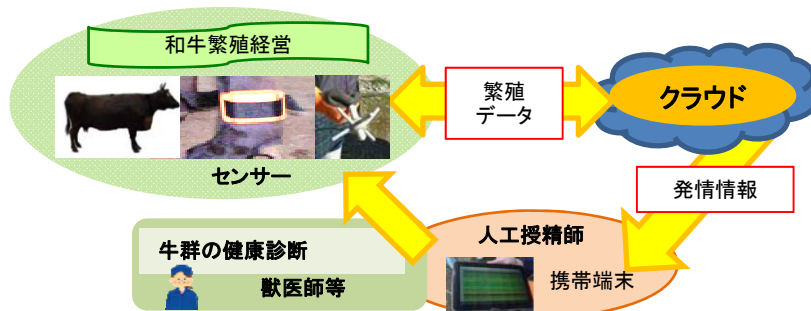
■ 優良な乳用後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大を支援

- 受精卵移植・性判別技術等を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組
- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催



■ ICT等を活用した繁殖性の向上等を図るための取組を支援

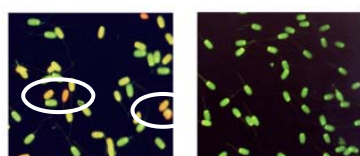
- 繁殖雌牛の歩数や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入
- 人工授精に関する情報等をクラウド上に蓄積し、飼養管理の改善・指導に活用



2. 和牛の生産拡大を支える研究開発〔新規〕(平成27年度予算概算決定)

- 和子牛の生産拡大や乳用後継雌牛の確保のため、性判別精液の利用技術の更なる高度化や受胎率向上のための研究開発を推進

- ・ 受精能力が高い精子の判別技術の改良を通じた性判別精液による受胎率の向上
- ・ 雌牛の栄養状態の制御による分娩間隔の短縮 等



低受精能精液 → オレンジ色に着色
正常精液 → 緑色に着色



【目標】

- ・ 牛の分娩間隔を20日以上短縮する技術を開発
- ・ 生産性向上により、年間300億円規模の生産コスト削減

31 自給飼料の生産拡大

【13,855（11,149）百万円】
（平成26年度補正予算 9,698百万円）

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により、飼料自給率の向上を図り、国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上
- 酪農経営における飼料作付面積の拡大

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業 1,055（1,366）百万円
（1）草地生産性向上対策 290（696）百万円
（平成26年度補正予算 2,002百万円）

- ① 草地の生産性向上を図るための難防除雑草の駆除※等による草地の改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ コントラクター等の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化

※ 平成26年度補正予算による事業

- （2）国産粗飼料増産対策 595（581）百万円

- ① コントラクター等による飼料収穫作業等の作業受託の開始
- ② 青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用拡大
- ③ 乳用牛放牧やレンタカウ等を活用した肉用繁殖牛放牧の取組等を支援します。

（補助率：定額、1／2、1／3等）
（事業実施主体：農業者集団、民間団体等）

- （3）エコフィード増産対策事業 170（89）百万円

地域の関係者の連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

（補助率：定額、1／2等）
（事業実施主体：農業者集団、民間団体）

2. 飼料生産型酪農経営支援事業 6,581（6,226）百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

また、平成27年度からは飼料作物の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が飼料作物を作付けする面積も、飼料作付面積に算入します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者）

3. 飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業

(平成26年度補正予算 5,938百万円)

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体(畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織)が行う飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備を支援します。

補助率: 定額(事業実施主体へは1/2)
交付先: (独) 農畜産業振興機構
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構による公募

4. 配合飼料供給体制整備促進事業 (平成26年度補正予算 358百万円)

国産飼料原料を活用した配合飼料の低コストかつ安定的な供給体制を構築するため、国産飼料原料供給業者や配合飼料工場等が連携して行う計画策定、低コスト流通モデルの普及啓発、設備導入等の取組を支援します。

補助率: 定額、1/2、1/3以内
事業実施主体: 民間団体

5. 草地関連基盤整備<公共>

6,219(3,557)百万円(農村振興局計上)

(平成26年度補正予算 1,000百万円)

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料基盤の整備を支援します。

離農農家の草地の円滑な継承を図るため、新たに草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去や、牧柵の除去等の簡易な基盤整備等を支援します。

農業農村整備事業(草地関連基盤整備)
補助率: 1/2等
事業実施主体: 都道府県、事業指定法人等

6. 自給飼料の生産拡大を支える研究開発

(平成26年度補正予算 400百万円)

畜産物の低コスト安定生産を図るため、イアコーン(子実、芯、穂皮から成る雌穂)など新たな自給飼料の給餌と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系を確立するための実証研究を推進します。

農林水産業の革新的技術緊急展開事業のうち
畜産の競争力強化のための技術体系確立
補助率: 定額
事業実施主体: 民間団体等

お問い合わせ先:

1、3の事業	生産局畜産振興課	(03-3502-5993)
2の事業	生産局畜産企画課	(03-3502-0874)
4の事業	生産局畜産振興課(畜産側)	(03-3591-6745)
	生産局穀物課(耕種側)	(03-3502-5965)
5の事業	生産局畜産振興課	(03-6744-2399)
6の事業	技術会議事務局研究推進課	(03-3502-7437)

自給飼料の生産拡大

飼料増産総合対策事業

- ▶ 高位生産草地等への転換（新たな難防除雑草駆除の計画・実行）、自給飼料生産技術向上（国産濃厚飼料原料（イアコーン等）の生産・給与技術の実証）等を支援。
 - ▶ コントラクター等の育成、乳用牛・肉用繁殖牛の放牧を推進。
 - ▶ 関係者の連携によるエコフィード生産・利用体制構築、分別や国産飼料作物との混合等による生産拡大の取組等を支援。
- 【平成27年度予算概算決定及び平成26年度補正予算】



高位生産草地



濃厚飼料原料の生産給与技術の実証



コントラクター等の育成



放牧の推進



分別が必要な食品残さ



成分調整等が必要な食品残さ

飼料生産型酪農経営支援事業

- ▶ 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。



- ▶ とうもろこし等の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が飼料作物を作付する面積も含め、交付対象となる飼料作付面積を拡大。

【平成27年度予算概算決定】

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

飼料作付面積1ha当たり15千円

飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業

- ▶ 畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家等）が行う飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備を支援。
- 【平成26年度補正予算】



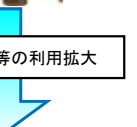
飼料用米等の利用拡大



米粉砕機



飼料保管タンク



自動給餌機



混合機

配合飼料供給体制整備促進事業

- ▶ 国産飼料原料を活用した配合飼料の低コストかつ安定的供給体制構築のための計画策定、低コスト流通モデルの普及啓発を支援。
 - ▶ 計画に基づく設備導入等の取組を支援。
- 【平成26年度補正予算】

国産飼料原料を含む配合飼料供給体制の整備計画

関係配合飼料メーカー、JA等による協議会における検討



計画に基づく取組



バラ出荷設備



受入施設

普及啓発

草地関連基盤整備＜公共＞

- ▶ 農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料基盤の整備を支援。
 - ▶ 離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去を支援するとともに、牧柵の除去等の簡易な基盤整備を推進。
- 【平成27年度予算概算決定及び平成26年度補正予算】



区画拡大等による効率的な飼料生産を実施



収穫した飼料を利用する農業用施設の整備

自給飼料の生産拡大を支える研究開発

- ▶ 畜産物の低コスト安定生産を図るため、革新的な技術体系を導入した実証研究を推進。
- 【平成26年度補正予算】

イアコーン（子実、芯、穂皮から成る雌穂）など新たな自給飼料の給与と放牧を組み合わせた牛肉生産技術体系の確立に向けた実証研究



輸入飼料依存からの脱却を目指し、畜産農家の経営の安定化とともに食料自給率の向上に寄与し、力強い畜産経営の確立に寄与。

32 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 182,999(170,963)百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある全ての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・我が国畜産経営のほとんどが利用している配合飼料については、その大幅な価格上昇が畜産農家に与える影響を緩和する対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

経営の安定化により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳（チーズ向け及び脱脂粉乳・バター等向け生乳）について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填等を行います。

また、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	(所要額) 31,068(31,084)百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続	
国産乳製品供給安定対策事業	500(610)百万円
	補助率：定額、3／4以内、1／2以内
	事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業	6,581(6,226)百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3／4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 21,296(21,296)百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 15,877(15,877)百万円
	補助率：定額、3／4以内
	事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

[平成27年度予算の概要]

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施します。

肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業
（所要額）86,942（86,942）百万円
補助率：定額、3／4以内
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業 （所要額）9,966（9,966）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189（5,189）百万円
補助率：定額、3／4以内、1／4以内
事業実施主体：民間団体

6. 配合飼料価格安定のための支援

民間の自主的な積立による通常補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がりに際し、異常補填基金から生産者に対し補填金を交付します。

配合飼料価格安定対策事業 （所要額）12,162（－）百万円
補助率：定額
事業実施主体：（公社）配合飼料供給安定機構

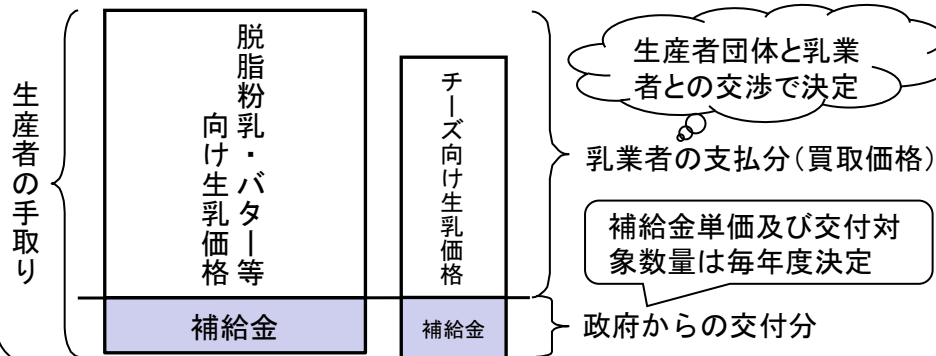
お問い合わせ先：
1の事業 生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）
3、4の事業 生産局畜産企画課（03-3502-5979）
6の事業 生産局畜産振興課（03-3502-6745）

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

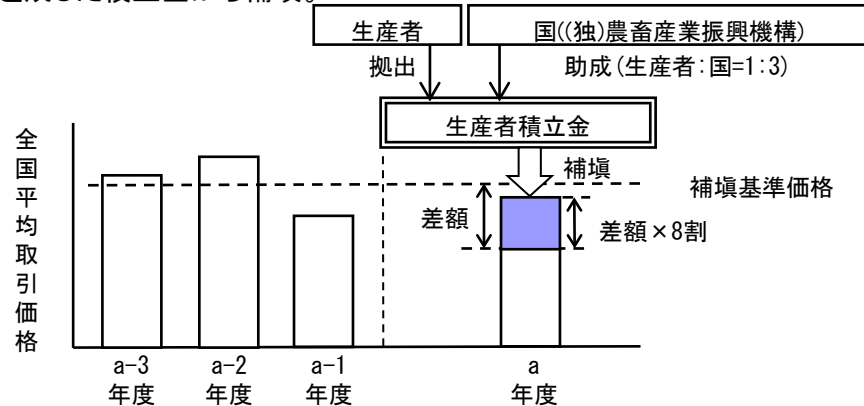
加工原料乳地域（北海道）の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

27年度：脱脂粉乳・バター等向け：単価12.90円/kg、交付対象数量：178万トン
チーズ向け：単価15.53円/kg、交付対象数量：52万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

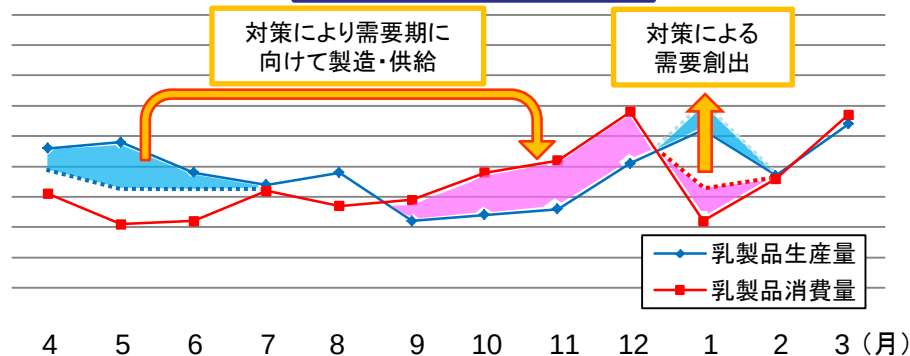
加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需用期の乳製品需要を創出する取組を支援。

乳製品製造経費の1/2を補助



飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

とうもろこし等の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が飼料作物を作付けする面積も含め、交付対象となる飼料作付面積を拡大。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

飼料作付面積1ha当たり15千円

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

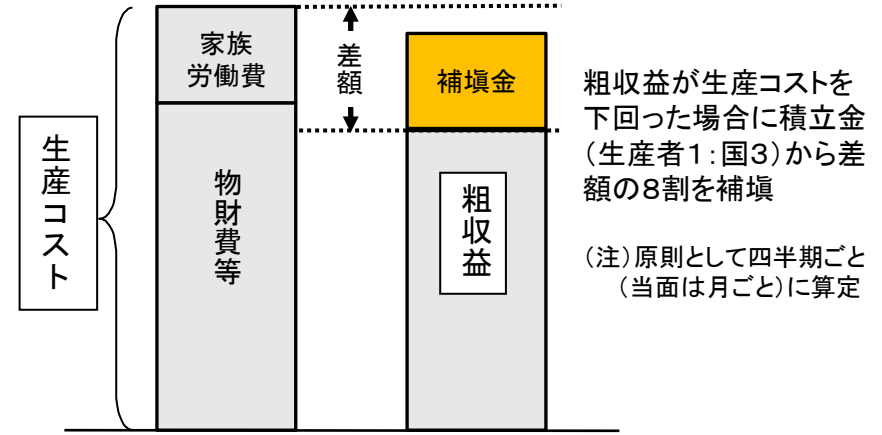
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

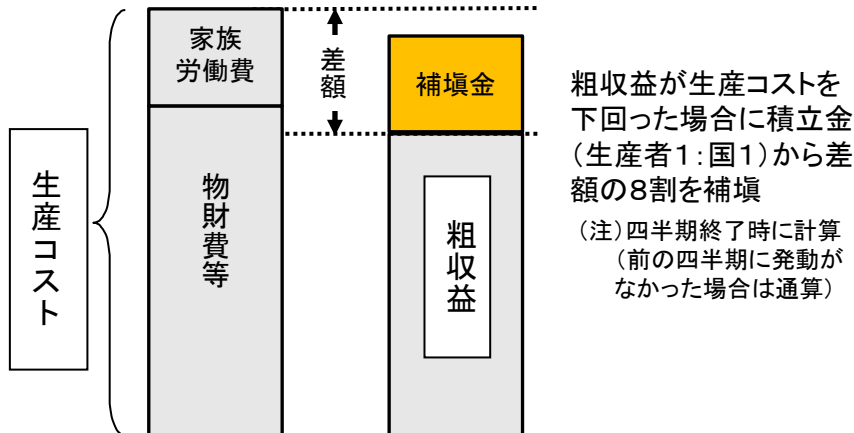
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

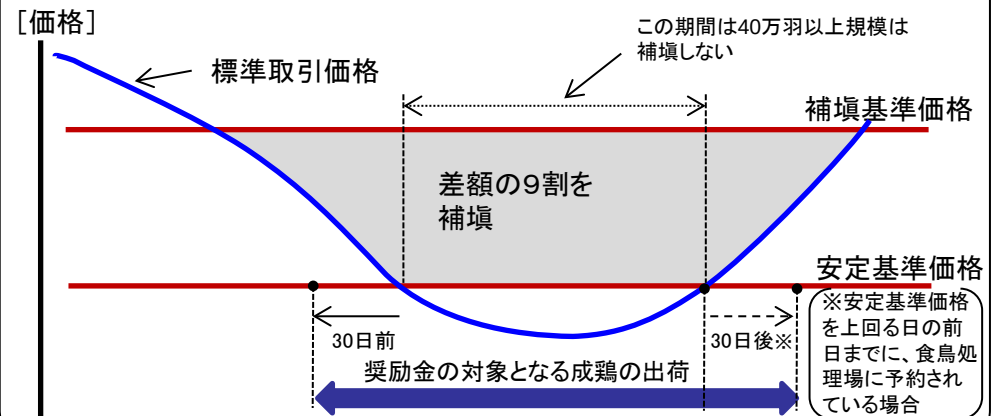


◎一部の県において地域算定をモデル的に実施

養豚経営安定対策事業



鶏卵生産者経営安定対策事業



33 6次産業化等による農林水産物・食品の 高付加価値化等の推進

【3, 060(3, 116)百万円】
(平成26年度補正予算 1, 241百万円)

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、医福食農連携など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置付けられているところです。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医福食農連携など農林漁業者と多業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大
(約1兆円(平成22年度)→3兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金)

出資枠 150億円
貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、生産者が主体となって流通・加工業者等と連携する取組に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

(事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策

2, 684(2, 680)百万円
(平成26年度補正予算 1, 241百万円)

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 6次産業化戦略・構想の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化戦略・構想を策定する取組を支援します。

② 新商品開発・製造、販路開拓等の支援

農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、6次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。

③ 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

④ 地域ぐるみでの6次産業化の支援

市町村の6次産業化戦略・構想に沿って地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新技術の実証、新商品の開発等の取組、加工機械等の整備(6次産業化・地産地消に位置付けられた促進事業者を含む。)に対して支援します。

交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内)
事業実施主体: 民間団体、地方公共団体等

(2) 6次産業化サポート事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

- ① 広域で6次産業化に取り組む事業者等向けの支援
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
- ② 6次産業化支援人材育成研修・起業支援研修等の実施
6次産業化プランナー等に対する研修や農林漁業者に対する起業支援研修等を実施します。
- ③ 商談会等開催支援
6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。
- ④ 6次産業化ネットワーク活動の全国推進・情報提供支援
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実施モデルの作成等を実施します。
- ⑤ 6次産業化・新産業の創出促進
農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(3) 農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業

農山漁村地域において自ら新たな6次産業化ビジネスを創出する人材の育成を行います。

委託費
委託先：民間団体等

3. 医福食農連携の推進

375(435)百万円

(1) 医福食農連携コンソーシアム整備等支援

315(405)百万円

医学・農学等の関係者や食品産業事業者等による医福食農連携に関するコンソーシアムを形成し、食と健康の因果関係を科学的に調査・分析するとともに、国民の健康に寄与する食品開発を円滑にする取組等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 介護食品普及支援

60(30)百万円

「新しい介護食品」の愛称(スマイルケア食)や選び方等を広く国民に普及させるためのシンポジウムの開催等や地場産介護食品の商品開発及び提供システム確立に向けた取組等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(関連対策)

学校給食における地産地消の推進

日本の食魅力再発見・利用促進事業

177(250)百万円

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、民間団体等

<各省との連携>

○ 文部科学省

・スーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及

お問い合わせ先：

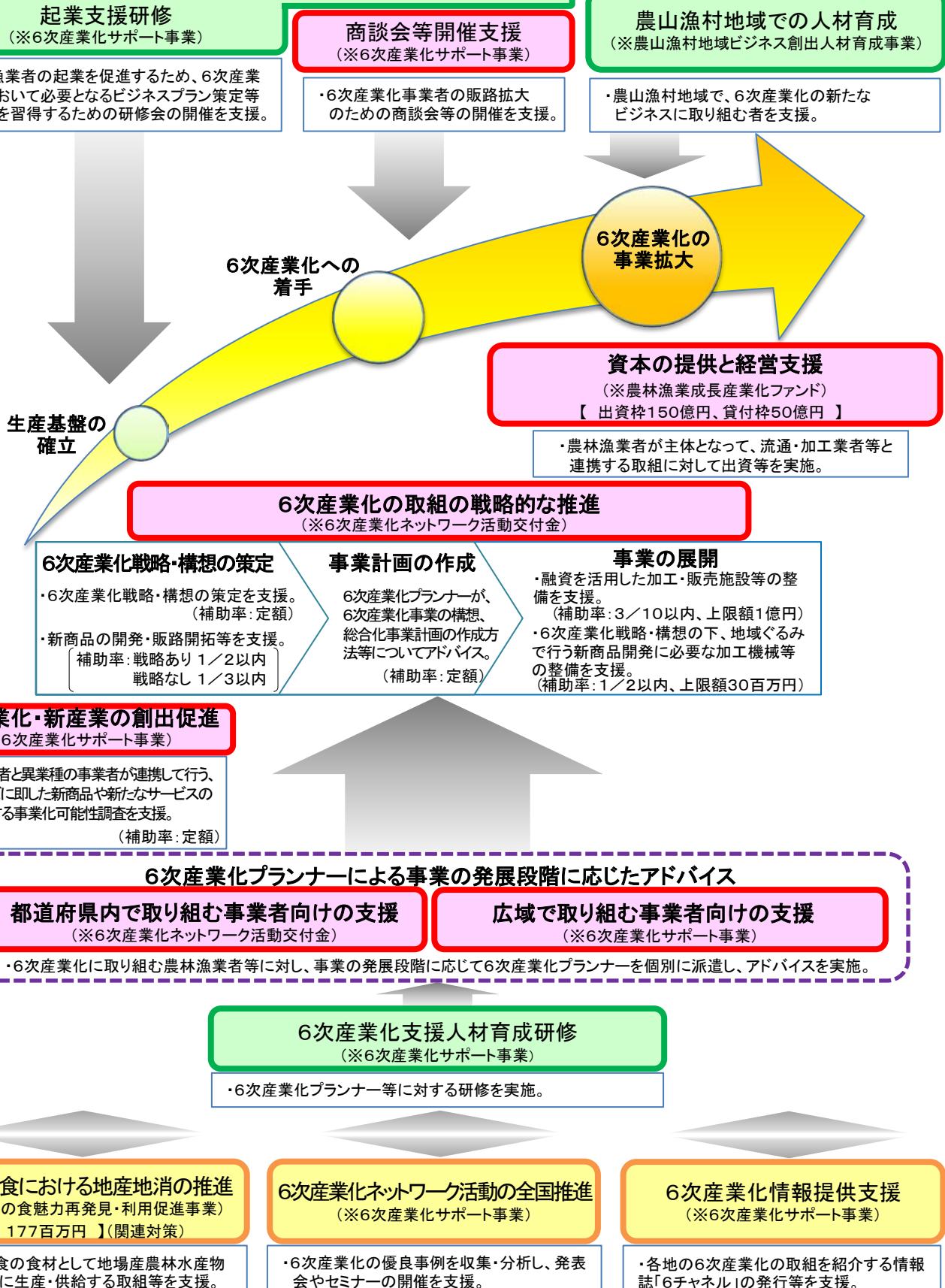
- | | | |
|------------|----------------|----------------|
| 1、2(1)、(2) | ①～④、(3)の事業 | |
| | 食料産業局産業連携課 | (03-6738-6473) |
| 2(2)⑤の事業 | 食料産業局新事業創出課 | (03-6738-6317) |
| 3の(1)の事業 | 食料産業局食品小売サービス課 | 食産業室 |
| | | (03-6744-0481) |
| 3の(2)の事業 | 食料産業局食品製造卸売課 | (03-6744-2249) |

6次産業化支援対策の概要

【平成27年度予算概算決定額 2,684(2,680)百万円】

(平成26年補正予算 1,241百万円)

意欲のある農林漁業者の皆様が主体となって6次産業化に取り組めるよう、事業の発展段階に応じた多様な支援メニューを準備。



：事業者支援

：人材育成

：普及啓発

34 新品種・新技術の開発・保護・普及

【5,702(7,018)百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、「日本再興戦略」において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により、「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされているところ。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用取組等を推進することが必要です。

政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

<主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化 2,907(3,167)百万円
実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発、育種期間の短縮に資するDNAマーカーの開発等を推進するとともに、有望な遺伝資源保有国との遺伝資源取得ルートの確立、種苗産業の共通課題の解決に向けた環境整備等を推進します。

①ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

1,210(2,201)百万円

②農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

32(47)百万円

③植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業 14(18)百万円等

委託費、補助率：定額、1/2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 「強み」を活かすための産地化支援 2,595(3,699)百万円

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等 595(684)百万円

補助率：定額、1/3以内等

事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）、都道府県等

3. 「強み」を守るための知的財産の保護・活用 200(152)百万円

地理的表示の登録申請を支援する窓口の設置、知的財産の発掘・活用等による新事業創出、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の①の事業 技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）

(03-3502-7435)

1の②の事業 大臣官房環境政策課

(03-3502-8056)

1の③、3の事業 食料産業局新事業創出課

(03-6738-6169)

2の事業 生産局総務課生産推進室

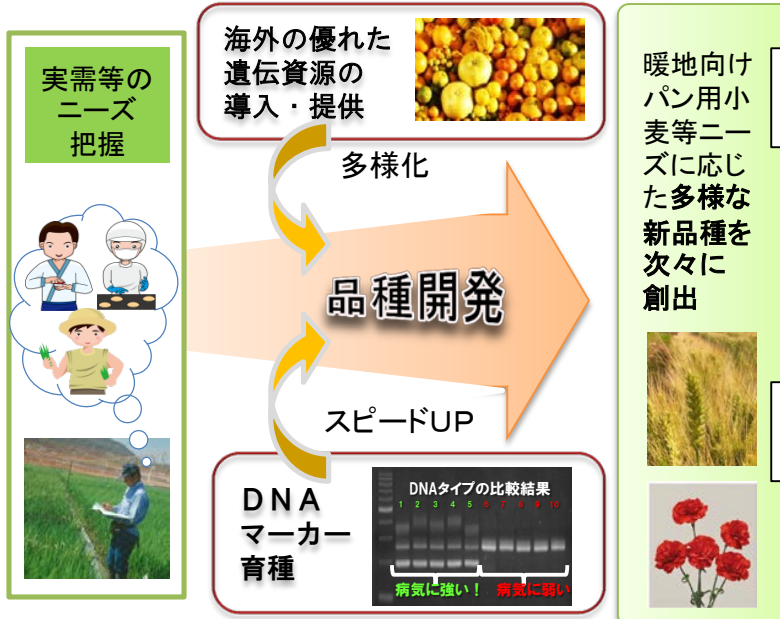
(03-3502-5945)

新品種・新技術の開発・保護・普及に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着

品種開発の加速化

「強み」を生み出すための優良な品種等を次々に創出。



〔具体的支援策〕

- 独法、公設試、大学及び民間企業の技術力を活かした新品種等の開発
- 育種期間を短縮するためのDNAマーカーの開発やDNAマーカー育種への技術的支援
- 海外遺伝資源取得ルート確立、国内外の遺伝資源・有用な品種のデータベース化
- 種苗産業の総合的な機能強化を担う組織の創設に向けた環境整備

産地化支援

マーケットインの発想で「強み」のある産地を全国各地に形成。



〔具体的支援策〕

- 有用な品種の掘り起こしと実需者とのマッチング支援や新品種等の産地への円滑な導入に向けた取組(栽培マニュアルの作成等)への支援
- 共同利用施設整備への支援
- 種苗生産・管理に必要な技術習得等への支援

知的財産の保護・活用

商標権や育成者権等を組み合わせ、産地の「強み」を保護・活用。



〔具体的支援策〕

- 地理的表示の登録申請を支援する窓口の設置
- 知的財産マネジメントの普及
- 知的財産に精通した人材育成に向けた研修会の開催
- 海外における知的財産の侵害対策の強化

35 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【423（400）百万円】

対策のポイント

薬用作物等について、地域ごとのほ場条件にあわせた栽培技術等の最適化を図るため、産地固有の課題解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、8割以上を中国からの輸入に依存していますが、漢方薬メーカーからの要望もあり、国内需要の拡大が見込まれ、また耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として国内生産への関心が高まっています。
- ・薬用作物は、一定の品質をクリアするための栽培技術の確立など生産上の課題への対応が必要なことから、厚生労働省や研究機関と連携して生産体制を整備することが求められています。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を1.5倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,350トン（平成28年度））

<主な内容>

薬用作物等の産地形成を促進するために、以下の取組を支援します。

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- （2）安定した生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- （3）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

〔お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）〕

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

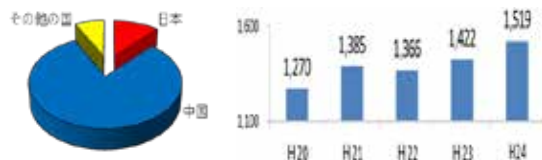
- 薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存。
- 一方、**耕作放棄地の活用**や**中山間地域の活性化**につながる作物としての関心が高い。

実需者（漢方薬メーカー）

- ・原料を中国に依存
- ・輸入価格の上昇
- ・漢方薬需要の増大

**国内での
安定供給
を希望**

○漢方製剤等の原料生産国 ○漢方製剤等の生産金額の推移
(単位:億円)



産 地

- ・所得を増やしたい
- ・地域を活性化したい
- ・耕作放棄地を解消したい

しかし、**何を栽培して
よいのか
分からない！**



情報交換

国内での生産を
希望する品目

etc

サイコ、シャクヤク、トウキ、ボウフウ、カノコソウ、センブリ、オタネニンジン

etc

栽培可能な
品種・面積 etc

産地側と実需
者のマッチング



を促進

産地化への対応方向

課 題

- 契約栽培の相手先をどう見つけるのか。
- 「日本薬局方」に定める品質規格をクリアするための栽培技術の定着が必要。
- 使用できる農薬、農業機械が少ない。
等の課題が存在。

産地化の取組

- 実証等による栽培技術の確立
- 農業機械の改良
- 栽培マニュアルの作成

産地化を促進

新たな国内産地を形成しつつ
観光・医療福祉とも連携することで
「攻めの農業」を実現

36 民間活力等を活かした「知の集積」の推進

【1, 250 (1, 113) 百万円】
(平成26年度補正予算 600百万円)

対策のポイント

「知の集積」による産学連携の強化に向けた仕組みの検討や民間活力を活かした研究を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産・食品産業の成長産業化を加速化するためには、民間活力等を活用した研究開発を推進するとともに、革新的な研究シーズや埋もれた研究成果を商品化・事業化に結びつけるための「橋渡し」機能の強化が求められています。
- ・これらの課題に対応するため、「知の集積」による産学連携の強化に向けた仕組みを検討するとともに、民間企業等による事業化に向けた研究や異分野と融合した共同研究等を推進する必要があります。

政策目標

産学連携の強化に向けた仕組みの構築

<主な内容>

1. 知の集積による産学連携推進事業 200 (113) 百万円

コーディネーターを全国に配置し、生産現場や民間ニーズ、研究機関の技術シーズを収集・把握するとともに、民間企業、独立行政法人、大学等が持つ「知」を集集させた産学連携の更なる強化に向けた新たな仕組みを検討するとともに、民間企業等の市場性調査を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 革新的技術創造促進事業 1, 050 (1, 000) 百万円

農林水産業の生産現場や消費者等のニーズに基づき設定した研究課題の下で実施される、民間企業等の事業化に向けた研究開発や医療や工学などの異分野と連携した研究開発を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：(独)農業・食品産業技術総合研究機構

3. 技術革新を加速化する最先端分析技術の応用

(平成26年度補正予算 600百万円)

最先端の解析機器を導入したメタボローム解析、分析データのデータベース化及びバイオインフォマティクス（得られるデータを詳細に分析すること）の人材育成を行い、メタボローム解析の農林水産分野・食品分野における応用研究を推進します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)]

民間活力等を活かした「知の集積」の推進

農林水産・食品産業にイノベーションを起こし、商品化・事業化を促進するため、企業、大学等による「知の集積」を通じた技術革新の仕組みを検討。

知の集積による産学連携推進事業

「知の集積」による産学連携の強化に向けた仕組みの検討や、コーディネーターを活用した「橋渡し」機能の強化を実施。

オランダ・フードバレー



1,500以上の
企業、研究機関等が
集積、連携

フードバレーの構築により、

- ・自動環境制御型の園芸用ガラスハウス開発
- ・トマト等の園芸品種開発
- ・新たな機能性食品の開発

世界有数の
農産物輸出国へ

我が国においてもイノベーションが必要

H27年度事業内容

攻めの農林水産業を支える 知の集積調査推進事業【新規】

産学連携の更なる強化に向けた仕組みを**民間企業・生産者等の関係者と一体となって調査・検討**。

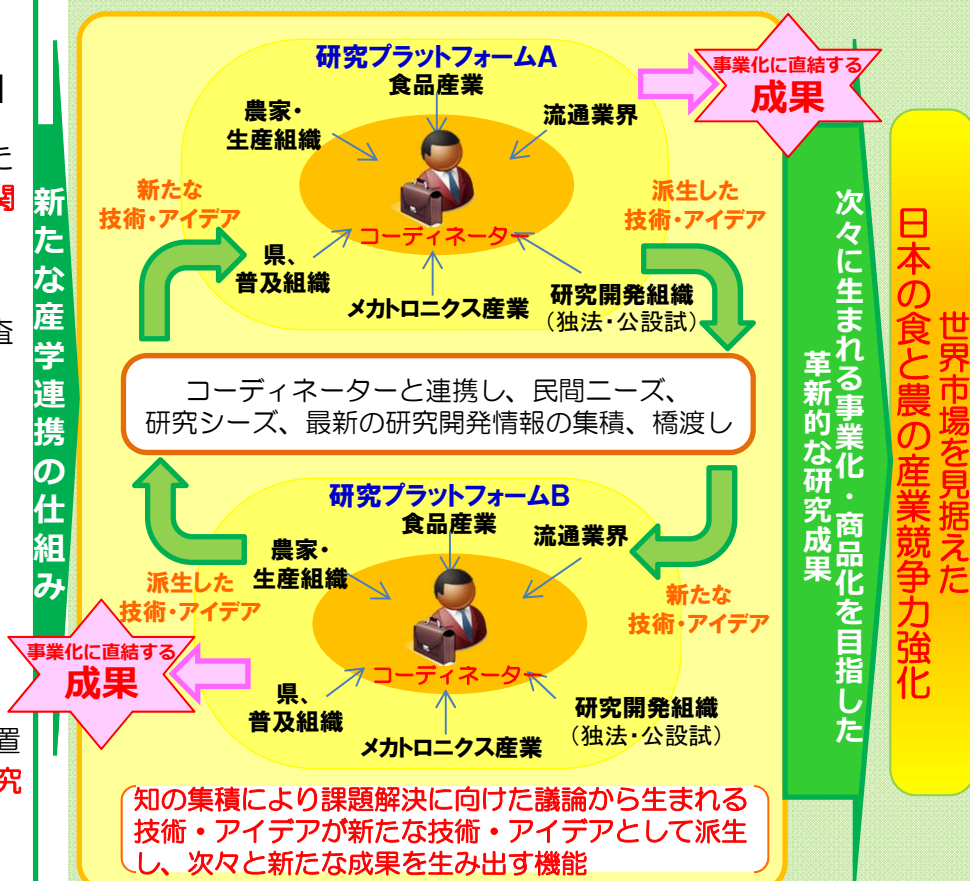
- (1)現状把握・分析
- ・国内外の市場性調査・事例調査
- (2)基本構想の検討
- ・知の集積の場で行うべき研究テーマ
 - ・効果的な連携調整方法
 - ・知の集積の運営体制 等

事業化を加速する 産学連携支援事業

コーディネーターを全国に配置し、**事業化ニーズに対応した研究開発とその事業化を支援**。

新たな産学連携の仕組み

「知の集積」による産学連携の強化に向けた新たな仕組み
(イメージ：調査事業により具体化)



研究成果
の応用

技術革新を加速化する 最先端分析技術の応用

幅広い応用が可能なメタボローム解析等の革新的分析技術を活用し、産学連携研究を強化。
【平成26年度補正予算】

連携

革新的技術創造促進事業

生産現場等のニーズに基づき、民間企業等による事業化に向けた研究開発及び工学など異分野と融合した研究開発を強化。

37 先端ロボットなど革新的技術の開発・普及

【1, 369（一）百万円】

（平成26年度補正予算 3, 500百万円）

対策のポイント

ロボット技術など革新的技術の導入による生産性の飛躍的な向上のための研究開発・導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出し、農業・農村における所得増大を目指すには、生産性向上を図り、品質向上や国産の「強み」のある農林水産物づくりを進めることが重要です。このためには、農林水産業の成長産業化を先導する革新的な技術の開発・普及が求められています。
- ・また、「日本再興戦略」において、ロボット技術の導入により様々な分野における人手不足の解消、生産性の向上などの課題解決に向けて、国を挙げて取り組む方向性が示されました。特に、担い手の確保などが課題である農林水産分野でのロボット技術の導入は急務となっている中、農林水産業の現場にとって使いやすいロボット技術の開発等を支援し、民間企業による実用化・量産化を促進させることが課題となっています。

政策目標

- イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化
- 農林水産分野におけるロボット技術の導入拡大

<主な内容>

1. 生産現場強化のための研究開発（委託プロジェクト研究）[新規]

1, 369（一）百万円

現場のニーズを吸い上げつつ策定した研究戦略に基づき、収益力を向上させる技術や生産・流通システムを革新する技術等、農業・畜産業の生産現場を強化する研究開発を推進します。

（収益力向上・生産システム革新のための研究開発
委託費
委託先：民間団体等）

2. 農林水産業におけるロボット技術開発実証事業

（平成26年度補正予算 3, 100百万円）

（1）研究開発

農林水産業・産業界の技術開発ニーズ等を把握し、ロボット技術の農林水産業・食品産業現場への適用や実用化に向けたロボット工学など異分野との連携による研究開発を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

(2) 大規模導入実証

農林水産分野において実用化・量産化の手前で足踏みしているロボット技術について、まとまった規模・地区での導入を支援し、生産性向上等のメリットを実証するほか、ロボットを導入した技術体系の確立、低コスト化、安全性の確保など、実用化・量産化に向けた課題の解決を進めます。

また、農林水産分野でのロボット技術の実用化の促進に向けて、標準化すべき規格や安全性の確保のためのルールづくり等に関する検討を支援します。

〔補助率：定額、2／3、1／2〕
事業実施主体：民間団体等〕

3. 農林水産業の活力創造のための革新的技術実証研究

(平成26年度補正予算 400百万円)

農林水産業の活力創造を図るため、収益性の高い漁業・養殖業を実現する技術実証や新たな機能性表示制度に対応した農林水産物の品質安定化技術実証など、強みのある国産農林水産物の生産拡大や農林水産業経営の収益増大等を図るための実証研究を推進します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1 及び 3 事業	技術会議事務局研究推進課	(03-3502-7437)
2 の (1) の事業	技術会議事務局研究推進課産学連携室	(03-3502-5530)
2 の (2) の事業	大臣官房政策課技術調整室	(03-3502-5524)

先端ロボットなど革新的技術の開発・普及

革新的技術の導入による生産性の飛躍的な向上のための研究開発・導入実証等を支援

生産現場強化のための研究開発

10年後の目指すべき姿を見据えた研究戦略に基づき、**農業・畜産業の新たな飛躍を先導する革新的な技術**の開発を推進。



日持ち性に優れる品種開発、鮮度保持に優れる梱包資材の開発

**収益力の向上
生産・流通システムの革新**

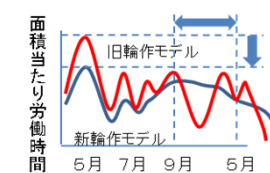
種類	収穫部位	TDN 含量	家畜
イアーン	雌穂(芯、穂皮、子実)、茎葉の一部	約80	牛
コーンコブミックス(CCM)	子実、芯の一部	約90	牛、豚



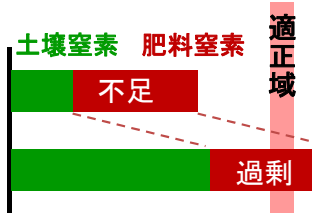
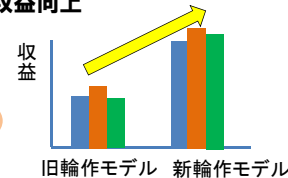
栄養価の高い国産自給飼料の開発と安定供給技術の開発

土地利用型作物の安定多収栽培技術の開発

労働ピークの低減と平準化



土地利用効率向上と規模拡大で収益向上



**化学肥料を低減する
土壌窒素評価法の開発**

**農林水産業の活力創造のための革新的
技術実証研究(平成26年度補正予算)**



**クロマグロの安定供給に
対応した養殖技術体系**



**機能性表示制度に対応した機能性関
与成分のバラつきを抑える技術体系**

農林水産業におけるロボット技術開発実証事業 (平成26年度補正予算)

日本再興戦略

**ロボットによる
新たな産業革命の実現**

- ◆「ロボット革命実現会議」の立ち上げ
- ◆ロボット技術の活用による生産性向上
- ◆農業を含む非製造業でのロボット市場を2020年までに20倍に拡大

農林水産業・食品産業におけるロボット革命



作業ピーク時の夜間作業や複数台同時走行を実現するGPS自動走行システム



収穫物の積み下ろしなど作業を軽労化するアシストスーツ



中山間地で除草や水管理などの作業を軽労化するロボット

研究開発

ロボット技術のシーズと農業等の現場のニーズのマッチングによりブレークスルーを生み出す

- ロボット産業等の民間企業、大学など**異分野の力を活用して新たな発想で現場の問題解決につながる農林水産業・食品産業向けのロボット開発を推進**



導入実証

現場での導入実証、導入するための環境づくりを進め実用化・量産化を可能にする

- **まとまった規模・地区での導入を支援し、生産性向上等のロボット導入によるメリットを実証するほか、ロボットを導入した技術体系の確立、低コスト化、安全性の確保など、実用化・量産化に向けた課題の解決を推進**
- **標準化すべき規格や安全性確保のためのルールづくり**

イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化

農林水産分野におけるロボット技術の導入拡大

38 「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発

【4, 621(5, 494)百万円】
(平成26年度補正予算 1, 400百万円)

対策のポイント

生産現場等のニーズに直結した革新的な新技術や新品種の開発、農林水産物の需要拡大のための技術開発等を強化するとともに、収益力向上につながる農林水産物の生産拡大等に向けた革新的な技術体系導入実証研究を推進します。

<背景／課題>

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化による農業・農村における所得増大を目指すとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることが最重要課題となっています。
- ・このため、農林水産業・農山漁村が持つ機能を最大限活用し、日本の食を支える強い農林水産業を創るため、研究開発によるイノベーションが求められています。

政策目標

イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化

<主な内容>

1. 生産現場強化のための研究開発（委託プロジェクト研究）

2, 486(1, 877)百万円

現場のニーズを吸い上げつつ策定した研究戦略に基づき、収益力を向上させる技術、生産・流通システムを革新する技術、地球規模の温暖化への適応技術、森林資源の新たな需要創出技術等、農林水産業の生産現場を強化する研究開発を推進します。

2. 需要フロンティア拡大のための研究開発（委託プロジェクト研究）

220(626)百万円

国産農林水産物の需要拡大を図るため、国産農産物の多様な品質（食味、食感等）を非破壊で評価する技術、養殖ブリ類の低コスト安定生産技術の開発を推進します。

3. 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発（委託プロジェクト研究）

1, 915(2, 991)百万円

実需者等のニーズに応じた業務・加工用作物品種の開発や、これを支えるゲノム育種を推進するとともに、海外植物遺伝資源の収集・提供を強化します。また、地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発を推進します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

4. 農林水産業の革新的技術緊急展開事業

（平成26年度補正予算 1, 400百万円）

農林水産業の活力創造を図るため、民間企業、大学、独立行政法人などの英知を結集して、革新的な技術体系を導入した実証研究等を推進します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：技術会議事務局）
1 及び 4 の事業 研究推進課 (03-3502-7437)
2 の事業 研究開発官（食の安全、基礎・基盤） (03-3502-7435)
3 の事業 研究統括官 (03-3502-2549)

「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発

背景

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化により、農業・農村の所得倍増、食料自給率・自給力の維持向上を図ることが最重要課題。

生産現場や実需者のニーズに直結した
新技術・新品種を開発

イノベーションが
主導する
農林水産業の
成長産業化

革新的な技術体系を導入する**実証研究を展開**

生産現場や実需者等のニーズに直結した新技術・新品種を開発 (委託プロジェクト研究)

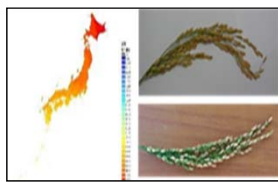
生産現場の強化

収益力の向上や省力・大規模化のための技術開発、
気候変動の影響を回避・軽減するための技術開発 等

栄養収量の高い国産飼料
の低コスト生産技術 等



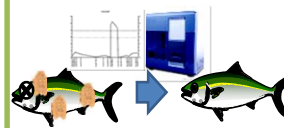
地球規模の温暖化による水
稲の高温不稔に対応する技
術 等



需要フロンティア の拡大

国産農林水産物の需要
拡大を図る技術開発

ブリ類の病虫害耐性品種
を短期間で育成する技術、
人工種苗の低コスト・安定
生産技術の開発 等



バリューチェーン の構築

実需者等のニーズに応じた
新品種、再生可能エネル
ギー活用技術等の開発

実需者等のニーズに応じた
加工適性、広域適応性を有
する業務・加工用新品種 等



革新的な技術体系を導入する実証研究を展開(平成26年度補正予算) (農林水産業の革新的技術緊急展開事業)

畜産物の高
付加価値化、
生産性の向
上技術体系



クロマグロの
安定供給に
対応した養殖
技術体系



機能性表示制度に
対応した機能性関
与成分のバラつき
を抑える技術体系



最先端の分析
技術の農林水産
・食品分野への
応用研究

新技術・新品種の生産現場への普及による農林水産業の成長産業化

39 地理的表示等の知的財産の保護・活用

【252（202）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の活用、海外における知的財産の侵害対策、種苗生産基盤の強化、植物新品種の保護等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化、農商工連携等の取組の推進に必要な各種施策の共通基盤となる知的財産を保護・活用することが必要です。
- ・特に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である「地理的表示」を地域共有の知的財産として保護する「地理的表示保護制度」が平成26年6月に新たに創設されたことから、産地が本制度を円滑に導入・活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。

政策目標

農林水産業の成長産業化を下支えする知的財産の保護・活用による6次産業の市場規模拡大への貢献
(約1兆円(平成22年度)→3兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

<主要内容>

1. 知的財産の保護・活用

(1) 地理的表示保護制度推進事業〔新規〕

105（一）百万円

地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口を整備します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

(2) 知的財産発掘・活用推進等

95（152）百万円

知的財産の発掘・活用等による新事業創出、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、知的財産を活用した新たなビジネスモデルの構築、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

2. 植物新品種の保護・強化

(1) 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業

14（18）百万円

植物新品種の保護強化・活用促進を図り、産学官連携による「強み」のある産地形成を促進するため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プランタム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けて必要な環境整備等を推進します。

（委託費、補助率：1／2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 東アジアにおける植物品種保護強化・活用促進委託事業

38（32）百万円

東アジア各国の品種保護制度の整備・充実を支援し、その国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」の会合を開催するとともに、植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局新事業創出課（03-6738-6169）]

40 日本食・食文化魅力発信プロジェクト

【2,362(2,658)百万円】
(平成26年度補正予算 300百万円)

対策のポイント

国内外における国産農林水産物・食品の市場拡大に向け、国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取組や、民間事業者や学校給食等における国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・平成32年のオリンピック・パラリンピックの東京開催や「和食」のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は高まってきています。
- ・このような機会を捉え、日本食・食文化の魅力を国内に発信することを通じて、国民が日本食の素晴らしさを再認識するとともに、増えつつある訪日外国人旅行者等に対し日本食の深い魅力を広く伝えることにより、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることが重要です。
- ・また、併せて、海外に向けて日本食・食文化の魅力を発信することで、国産農林水産物・食品の輸出拡大にも資することとなります。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(5,505億円(平成25年)→1兆円(平成32年))
- 国産農林水産物・食品の消費を拡大
(平成25年度から平成29年度までに売上向上率10%向上)

<主な内容>

1. 日本食・食文化普及推進総合対策 1,113(1,140)百万円
(平成26年度補正予算 300百万円)

- (1) 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト 957(984)百万円

① 国内向けプロジェクト

国内の各地において、消費者や食関係者等を対象とした日本食・食文化に係るセミナー・シンポジウムの開催、栄養バランスに優れた日本食を国内へ普及させるイベントの実施等の取組を行います。

② 海外向けプロジェクト

料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進、海外主要都市での日本食文化週間の実施、海外メディア等を活用した日本食・食文化の魅力発信や料理人の人材育成等の取組を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

<各省との連携>

○ 外務省

- ・外務省所管のJICAが主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文化を普及する人材を育成

- (2) 日本食・食文化の普及支援事業

70(156)百万円

海外の料理学校における日本食講座の開設、海外主要都市での日本食レストランウィークの実施等の取組を支援します。

(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

(3) 日本食の海外出店等の支援の推進 [新規] 86 (一) 百万円

海外の主要都市において、日本の外食産業の海外進出に向け、有力商業施設への出店希望企業の派遣や仮店舗出店を支援するとともに、商圈マップの拡充・更新、「和食」の魅力を伝えることを目的とした日本招聘プログラム等を支援します。

また企業の海外進出に当たっての現地における日本食材の調達ルート及びニーズ、コールドチェーン等のボトルネック、現地で求められる後方支援に係る調査を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

2. 日本の食魅力再発見・利用促進事業 1, 249 (1, 518) 百万円

(1) 全国レベルでの国産農林水産物・食品の利用促進

832 (838) 百万円

① 国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた国民運動の推進

民間事業者等における優れた取組の表彰や中食・外食事業者の取組を促進するための情報発信を行うとともに、国民運動統一ロゴマークの活用を図ること等により、国産農林水産物・食品の消費拡大を推進します。

② 全国的な消費拡大のためのイベントの実施

生産者と消費者、日本と世界の絆を深め、我が国の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するための様々なイベントを実施します。

③ 新たな米需要創出

簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズに対応した新たな需要を創出するため、新しい米加工技術（ゲル化技術）等の利用による米の新商品・サービスの開発、提供を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

(2) 地域の農林水産物・食品の利用促進

418 (680) 百万円

① 食のモデル地域の育成

地域で生産・加工される国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するため、「食のモデル地域」における販路開拓、人材育成、商品開発等を支援します。

② 地域の取組の全国展開

地域における消費拡大の動きを全国的に拡大するため、商談会の開催や消費拡大促進フェア等の取組を支援します。

③ 学校給食における地場食材の利用拡大

現場の創意工夫を生かし、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：市町村、協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

1、2(1)②について食料産業局食品小売サービス課外食産業室

(03-3502-8267)

2(1)①について 大臣官房食料安全保障課

(03-6744-2352)

2(1)③、2(2)①、②について生産局穀物課

(03-3502-7950)

2(2)③について

食料産業局産業連携課

(03-6744-1779)

日本食・食文化魅力発信プロジェクト

【平成27年度予算概算決定額:2,362(2,658)百万円】
(平成26年度補正予算:300百万円)

- 平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や「和食」のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、世界各国の日本に対する注目度は高まってきている
- このため、日本食・食文化の一層の理解深化と農林水産物・食品の輸出促進に向けて、国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取組を総合的・戦略的に推進

日本食・食文化普及推進総合対策

海外向けプロジェクト(FBI戦略の取組)

世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)

- 海外の料理学校における日本食講座の開設 等

日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)

- 海外主要都市での日本食文化週間の実施
- 海外主要都市での日本食レストランウィークの実施 等

日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)

- 日本食の海外出店等の支援 等

国内向けプロジェクト

- 消費者や食関係者等を対象とした日本食・食文化に係るセミナー・シンポジウムの開催 等
- 外国人旅行者への国産食材使用料理店等のPR 等



日本の食魅力再発見・利用促進事業

全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大

- 民間事業者等における優れた取組の表彰、中食・外食事業者の取組を促進するための情報発信等の実施、国産農林水産物・食品の消費拡大のための国民運動統一ロゴマークの活用の促進
- 全国的な消費拡大のためのイベントの開催
- 米のゲル化技術（米を攪拌し、柔らかいゼリー状から硬いかまぼこ状までさまざまな堅さに加工作る技術）等を利用し、新たな米の需要を創出

地域の農林水産物の活用促進

- 食のモデル地域における販路開拓、人材育成、商品開発
- 消費拡大の動きを全国的に拡大するための商談会の開催や消費拡大促進フェア
- 地場農林水産物を学校給食に安定的に生産・供給するモデルづくり



○農林水産物・食品の輸出額を拡大

○国産農林水産物・食品の消費を拡大

41 「和食」の保護・継承の推進 [新規]

【329（一）百万円】

対策のポイント

「和食」の保護・継承を図るため、和食の料理人、学者等から成る検討会が行う「和食」に係る国民意識等の調査や保護・継承策の検討、消費者に実践を促す活動等に加え、食や農林水産業への理解増進等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を今後、国民全体で保護・継承していくことが必要です。
- ・しかしながら、近年、食の多様化等が進展する中、「和食」の存在感と活力が失われつつあることから、現在の食べ手であり保護の担い手である国民の志向を明らかにした上で、今後の保護・継承のための効果的な方策を明確化し、「和食」の文化的価値を確立し、「和食」の保護・継承に向けた国民全体の機運を醸成することが必要です。
- ・また、これを効果的に進める上で、食や農林水産業に対する国民の理解の増進等を強化し、国産農林水産物の需要拡大に繋げることが必要です。

政策目標

国民の実態を踏まえた、「和食」の保護・継承の推進

<主な内容>

1. 「和食」保護・継承推進事業

「和食」の専門知識を有する料理人、学者等で構成される検討会を立ち上げ、検討会委員の専門知識を活かして、「和食」の代表的な要素（例：出汁、一汁三菜、発酵調味料等）をどの程度食生活に取り入れているか等について全国的なアンケート調査を実施します。

また、検討会委員が、若者も巻き込んだ今後の保護・継承策に向けた意見交換等を全国各地で実施し、「和食」の保護・継承に向けた課題や効果的な方策等についての検討・明確化・発信等を通じて、「和食」の保護・継承に向けた機運の醸成を図ります。

委託費
委託先：民間団体等

2. 食と農林水産業への理解を増進する食育の推進

我が国の食や農林漁業への理解増進、日本型食生活の普及・実践のため、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを関係者の連携のもと、体系的に提供するモデル的取組を支援します。

また、こうした食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、「和食」文化の保護・継承を連携して推進

お問い合わせ先:

- 1の事業 大臣官房政策課食ビジョン推進室 (03-3502-5516)
- 2の事業 消費・安全局消費者情報官 (03-3502-5723)

「和食」保護・継承推進事業

- ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を広く国民全体で保護・継承するためには、和食の料理人、学者等をメンバーとする「和食」文化の保護・継承国民会議（民間団体）と連携しつつ、和食志向を維持・増大させていく必要。
- このため、「和食」の専門知識を有し、発信力の高い料理人、学者等で構成される検討会を立ち上げ、同検討会の取り組む「和食」の保護・継承に向けた活動を支援。

現状と課題

- 平成25年に「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録。
- これを契機に、「和食」の保護・継承に向けた機運を高めるとともに、需要フロンティアの拡大に繋げていく必要。
- 食の多様化等が進展する中、「和食」の存在感と活力が失われつつある状況。
- 次代を担う若者等の意見を踏まえた対応が必要。
- 「和食」の保護・継承に向けた機運を国民全体で醸成するため、和食関係者と消費者を結びつける取組が必要。

「和食」文化の保護・継承 国民会議（和食会議）（※）

- ・和食の料理人、学者、企業、地域の食関連団体等から構成（会長：熊倉功夫 静岡文化芸術大学学長）
- ・「和食」の保護・継承に向けた国民運動の展開や会員の活動状況のモニタリング等の活動を展開

連 携

平成27年度事業の内容

「和食」保護・継承検討会（仮称）

「和食」の専門知識を有し、発信力の高い料理人、学者等で構成される検討会を立ち上げ。検討会委員の専門知識と国民への発信力を活かし、以下の事業を実施。

○ 「和食」の国民実態調査及び保護・継承策の明確化

- ・「和食」の代表的な要素（出汁、一汁三菜、発酵調味料等）をどの程度食生活に取り入れているか等について全国的なアンケート調査により把握。
- ・全国各地で、次代を担う若者も巻き込んだ「和食」をめぐる現状や今後の保護・継承策に向けた意見交換等を実施し、「和食」の保護・継承に向けた課題や効果的な方策等について検討・明確化・発信

「和食」の保護・継承に向けた効果的な方策の検討・明確化・発信等を通じ、「和食」の保護・継承に向けた国民の機運を醸成



「和食」の文化的価値の確立

- ・国産農林水産物等の需要の拡大
- ・和食資源をフル活用した地域活性化
- ・「和食」の保護・継承に向けた国民的な機運を醸成し、和食志向を維持・増大

「和食」の次世代への継承

（※）平成27年3月末で解散し、同年4月以降「一般社団法人和食文化国民会議（仮称）」として活動予定。

42 輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得

【21, 654 (21, 749) 百万円】
(平成26年度補正予算 17, 423 百万円)

対策のポイント

- ・「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、品目別輸出団体や日本貿易振興機構（JETRO）を通じたオールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景／課題>

- ・「日本再興戦略」において、今後10年間で倍増するグローバルな「食市場」の獲得に向け、平成32年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とすることを目指すとしています。
- ・このため、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）の取組を、JETRO等と連携を深めつつ、一体的に推進することとしています。
- ・また、ミラノ国際博覧会への政府出展については、関係省庁が連携し、国民各層、関係企業・団体等の理解と協力を得て、官民一体となって進めます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(5,505億円（平成25年）→1兆円（平成32年）)

<主な内容>

1. 輸出戦略実行事業

152 (152) 百万円

「国別・品目別輸出戦略」の効果的な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔として、輸出関連事業者等の参加の下、主要な品目毎の輸出拡大方針を作成し、実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を実現します。

（委託費）
委託先：民間団体等

<各省との連携>

- 内閣官房、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁
・「国別・品目別輸出戦略」に沿ったオールジャパンでの取組を推進するため、戦略実行委員会を設置し、議論

2. 輸出戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化

908 (700) 百万円

(平成26年度補正予算 466 百万円)

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備の取組への支援等を実施します。

（委託費、補助率：定額、1/2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

3. 輸出総合サポートプロジェクト

1, 381 (1, 002) 百万円

(平成26年度補正予算 100 百万円)

事業者発掘から商談支援、輸出相談窓口のワンストップ化、マーケティング拠点の設置等、JETROを通じ、輸出に取り組む事業者に対し、継続的かつ一貫したビジネスサポート体制を強化します。

（補助率：定額）
事業実施主体：JETRO

<各省との連携>

- 外務省及び経済産業省
・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施。JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

4. グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進 [新規]

150 (一) 百万円

食のインフラシステムの輸出に向け、官民協議会を設置し、重点国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

〔委託費〕
委託先：民間企業等

5. 食品産業グローバル展開インフラ整備事業

102 (198) 百万円

食品産業の海外展開に向けて、各国の食品の規格基準・規制等に係る情報の収集・共有化を行います。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 経済産業省 ・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

6. 国際農産物等市場構想推進事業 [新規]

62 (一) 百万円

国際空港近辺の卸売市場から青果物・花き等を輸出する構想に関し、輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：民間団体等

7. 輸出対応型施設の整備

(1) 水産物の施設整備の支援

11,179 (13,390) 百万円

① 水産物輸出倍增環境整備対策事業 [新規]

316 (一) 百万円

(平成26年度補正予算 2,000百万円)

HACCP認定を促進するため、水産加工施設の改修整備、海域等モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
委託先、事業実施主体：民間団体

② 国産水産物の消費・輸出拡大を図るための高度衛生管理型漁港の整備<公共>

10,863 (10,390) 百万円

水揚げから荷捌き、出荷の過程で輸出先国のHACCP基準等を満たす荷捌き所や岸壁等の整備を推進します。

〔平成26年度補正予算 水産基盤整備事業<公共> 1,229百万円〕
国費率：10/10 (うち漁港管理者1/3等)、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等

(2) 青果物・食肉関連の施設整備の支援

強い農業づくり交付金で実施 優先枠2,000 (3,000) 百万円

(平成26年度補正予算 13,100百万円)

輸出青果物の長期保存が可能な低温貯蔵施設や米国、EU等向けの牛肉輸出に対応した食肉処理施設等の整備を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)〕
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

8. 輸出促進に資する動植物防疫体制の整備

525 (404) 百万円

輸出先国からの要求に応えるため、牛白血病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策や国内病虫害情報の収集等を支援します。また、輸出検疫情報の産地、販売業者、訪日外国人等への提供等の実施により、国産農産物の輸出やお土産としての持ち帰りを推進するとともに、畜産物の検査証明書の電子化対応により検査手続を迅速化します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
委託先、事業実施主体：民間団体等、植物防疫所、動物検疫所

9. 日本食・食文化普及推進総合対策 1, 113 (1, 140) 百万円
(平成26年度補正予算 300百万円)

料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進
や料理人の人材育成を図るとともに、海外主要都市での日本食レストランウィークの
取組や日本食の海外出店の支援の推進等を支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 外務省 ・ J I C A が主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物
・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文
化を普及する人材を育成

10. ミラノ国際博覧会政府出展委託事業 771 (1, 100) 百万円

平成27年ミラノ国際博覧会への政府出展を通じ、日本の農林水産業、日本食や日本
食文化に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献するとともに、
多様で持続可能な未来の共生社会を切り拓くという日本館のメッセージが確実に発信
できるよう、運営事務、展示管理、行催事・広報活動等を実施します。

委託費
委託先：J E T R O

<各省との連携>

- 経済産業省及び国土交通省 ・ ミラノ国際博覧会における日本館の出展

お問い合わせ先：

- 1～3及び5の事業 食料産業局輸出促進グループ (03-3502-3408)
- 4の事業 国際部国際協力課 (03-3502-5913)
- 6の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-3502-8237)
- 7(1)①の事業 水産庁加工流通課 (03-3591-5613)
- 7(1)②の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)
- 7(2)の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 8の事業のうち植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)
- 動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
- 9の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 (03-6744-0481)
- 10の事業 ミラノ国際博覧会チャレンジ本部事務局 (03-6744-2012)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 料理学校や海外給食事業者等と連携したメニュー開発による日本産食材の活用促進
- 海外主要都市での日本食レストランウィークの取組や日本食の海外出店の支援の推進 等

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- ミラノ国際博覧会への政府出展
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

一体的
に推進

「国別・品目別輸出戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進 (Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 「国別・品目別輸出戦略」に基づくオールジャパンの取組を進めるため、農林水産物等輸出促進全国協議会の下に平成26年度に「輸出戦略実行委員会」の設置
- 同委員会を活用し、①産地間連携の促進、②国家的マーケティングの検討、③輸出関連事業の効果の検証等の実施。
また、主要な品目毎に輸出拡大方針の作成
- ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成

環境整備・商流確立

国内

- GLOBALG.A.P.やハラル等の認証の取得支援
- HACCP対応等輸出向け施設整備
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催
- 国際空港近辺の卸売市場における青果物・花き等の輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定
- JETROを通じた輸出相談窓口のワンストップステーション化 等

海外

- 品目別輸出団体によるジャパン・ブランドの確立に向けたPR活動や海外マーケット調査等の支援
- JETROとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加の支援
- 新興市場等にマーケティング、PR、現地バイヤーの発掘等をするための拠点の設置 等

環境整備

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

- 輸出検疫情報の産地・販売業者・訪日外国人等への提供、青果物の集荷地や販売店等での輸出検疫の実施
- 家畜の伝染性疾患の清浄化対策や病害虫情報の収集・防除
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供の実施 等

平成32年に日本産農林水産物・食品の輸出額を1兆円

43 グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進〔新規〕 【150（一）百万円】

対策のポイント

食のインフラシステムの輸出を通じた我が国食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会を設置し、重点地域・国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

<背景／課題>

- ・世界の食市場規模は340兆円（平成21年）から680兆円（平成32年）に倍増すると予測されており、急速に拡大する世界の食市場を取り込み、我が国食産業※¹の海外展開を図っていくことが必要とされています。
- ・このため、我が国の食品関連企業の「強み」を活かし、農業生産から加工・製造、流通、消費にいたるフードバリューチェーンの構築を各国と協力して進めていくための指針として取りまとめたグローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、食のインフラシステムの輸出による中小企業も含めた食産業の海外展開を促進するための具体的取組を進めていく必要があります。

※¹ 食産業とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品機械など関連する産業も含む

政策目標

- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく、食のインフラシステム輸出の推進による食産業の海外展開の促進
- 我が国食産業の海外売上高の拡大
（約2.5兆円（平成22年度）→約20兆円（平成42年度）※²）

※² 経済産業省「海外事業活動基本調査」の海外売上高をもとに農林水産省作成

<主な内容>

フードバリューチェーン構築推進事業

150（一）百万円

民間企業、関連団体・機関及び関係府省等が議論を行う官民協議会を核に、官民一体の取組を進め、食産業の海外展開先として有望な10カ国程度の重点地域・国について、生産・流通・投資環境調査、官民合同ミッション派遣等を実施します。

また、特に中小企業からの発案によるフードバリューチェーン構築のための事業化調査の実施を支援し、我が国食品企業の大宗を占める意欲的な中小企業の海外展開の促進を図ります。

（委託費）
委託先：民間企業等

（関連対策）

途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援（ODA）

1,190（941）百万円

途上国における人材の育成、食品安全等に係る基準づくり、我が国の優れた技術を活かした技術協力、国際機関と民間企業等が連携する取組等を支援します。

（事業実施主体：FAO（国際連合食糧農業機関）、ASEAN事務局、民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房国際協力課（03-3502-5913）]

グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

1. ねらい

- 世界の食市場規模は340兆円(平成21年)から680兆円(平成32年)に倍増すると予測されており、急速に拡大する世界の食市場を我が国として取り込み、我が国食産業の海外展開を図っていく。
- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、官民が連携して、我が国の強みを生かした食のインフラシステムの輸出を進める。

2. 事業内容

- ① フードバリューチェーン構築のため、官民協議会により官民一体となった取組や情報共有を行うとともに、重点地域・国について生産・流通・投資環境調査、合同ミッション派遣等を実施。
- ② フードバリューチェーン構築のため、特に中小企業からの発案による事業化調査を支援。

○グローバル・フードバリューチェーン戦略 (平成26年6月策定)

(1) 総合戦略

- ・地域ごとの諸課題に官民連携で対応(官民連携体制の構築と役割分担)
- ・情報収集、ビジネス環境整備、人材育成、外交機会の活用、経済協力との連携、資金調達、インフラ整備等

(2) 地域別戦略

- ・官民連携による食インフラシステム輸出
- ・潜在的成長力の高い地域別の戦略を策定(アセアン、中国、インド、中東、中南米、アフリカ、ロシア、中央アジア)
- ・地域の課題や実情に応じたFVC構築のための戦略



○官民協議会

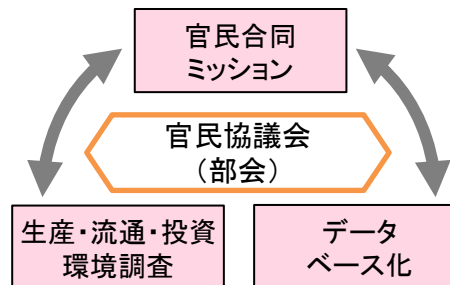
- ・フードバリューチェーンをめぐる官民の取組状況、業態別、投資手法別の課題、重点地域・国等の情報を共有し、官民連携を加速

地域横断的な情報・課題
の提示、助言

フィードバック

○官民協議会(部会) (10カ国・地域程度)

- ・食産業の海外進出先として有望な重点地域・国について、調査、ミッション派遣等を実施し、食産業の海外展開に向けた環境を整備



重点地域・国ごとに官民で情報を共有

○民間事業化調査支援

- ・官民協議会参画企業等の発案による事業化調査(マーケティング)を支援



FVC構築の事業化調査

国・地域別の情報・課題の提示、助言

官民連携によるフードバリューチェーン構築を推進

44 途上国での効率的な農産物・食品の供給体制の構築等（ODA） 【2, 828（2, 780）百万円】

対策のポイント

世界の食料安全保障に貢献するため、途上国のフードバリューチェーン構築支援、飢餓・貧困対策、気候変動等地球的規模の課題への対応等の国際協力を実施します。

<背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口が約8億人である中、食料安全保障の確保に貢献するため、生産・加工・流通・消費に至る「フードバリューチェーン」の構築を通じた所得向上やフードロス削減を図るとともに、農林水産業支援を通じた飢餓・貧困の解消を進めることが重要です。
- ・農林水産業への悪影響を及ぼす気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への対応が必要です。

政策目標

- 途上国での効率的な農産物・食品の供給体制の確立の推進
- 飢餓・貧困対策への貢献
- 気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への適切な対応

<主な内容>

1. 途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援 1, 190（941）百万円
 - （1）国際機関や民間企業等と連携し、途上国におけるフードバリューチェーン構築に係る課題分析や実証プロジェクト等を実施します。また、品種開発、農業生産技術や食品の品質・安全性の確保等、我が国の優れた技術を導入・活用する取組を支援します。
 - （2）フードバリューチェーン構築に取り組む現地の人材育成を支援します。
 - （3）食品安全等に係る国際基準への調和を支援し、食産業のビジネス環境整備を推進します。
〔事業実施主体：FAO（国際連合食糧農業機関）、ASEAN事務局、民間団体等〕
2. 飢餓・貧困対策への貢献 382（441）百万円
 - （1）平成30年までにアフリカのコメ生産を倍増（1,400万t→2,800万t）すべく、稲作生産基盤の復旧や現地に適した水稻栽培技術の実証・普及等を支援します。
 - （2）途上国の農業研究の能力向上及びアフリカのイモ・マメの増産研究等を支援します。
〔事業実施主体：WFP（国連世界食糧計画）、CGIAR（国際農業研究協議グループ）等〕
3. 地球的規模の課題への適切な対応 1, 256（1, 398）百万円
 - （1）気候変動等への対策として、違法伐採の防止や持続可能な森林経営のための取組や、気候変動に適応した灌漑水管理・施設整備等の取組を支援します。
 - （2）アジア各国における口蹄疫や鳥インフルエンザ等の越境性感染症対策を推進します。
 - （3）途上国や地域漁業管理機関と協力し、マグロ等水産資源の持続的利用を推進します。
 - （4）東アジア地域における大規模災害等に備えるための緊急米備蓄体制確立を支援します。
〔事業実施主体：OIE（国際獣疫事務局）、ASEAN事務局、民間団体等〕

[お問い合わせ先：大臣官房国際部国際協力課（03-3502-5913）]

45 国際農産物等市場構想推進事業 [新規]

【62（－）百万円】

対策のポイント

国際空港近辺の卸売市場における国際農産物等市場構想を推進するための調査と計画策定を支援します。また、卸売業者や仲卸業者等が輸出対応型の品質管理高度化設備を導入する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農産物等の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されています。
- ・さらに、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

5,505億円（平成25年）→1兆円（平成32年）

<主な内容>

1. 国際農産物等市場推進支援事業

42（－）百万円

国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想（国際農産物等市場構想）に関し、当該市場における海外バイヤーの買付け等による国産農産物等の輸出の実現に向けた調査及び推進計画の策定を支援します。また、本構想に関する海外セミナーや国内各地の市場関係者等への輸出に係る意向調査の実施を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援事業

20（－）百万円

卸売業者又は仲卸業者等が、輸出にも対応可能なHACCP対応等高度な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食品製造卸売課（03－3502－8237）]

46 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,722(16,707)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進するとともに、多様な担い手・産地の参加促進に向けた制度の運用見直しを行います。

<背景／課題>

- ・国民消費生活上、不可欠な野菜の安定供給を図るためには、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8%(平成17年)→1.6%以下(平成27年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産及び出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、平成26年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

現行の保証基準額(平成16年度～21年度の平均卸売価格に基づき設定)の水準が、その後の価格動向の変化により、実態から乖離しつつあるため、直近6か年(平成20年度～25年度)の平均卸売価格を基に保証基準額を改定します。

その際、ばれいしょ(即売もの)について、価格形成の実態に合わせ、全国一律の単価から市場ブロック毎の単価に見直します。

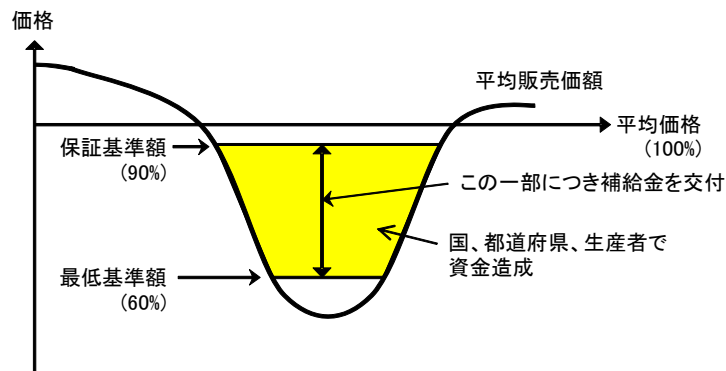
〔補助率：定額、65/100、60/100、50/100〕
〔事業実施主体：(独)農畜産業振興機構〕

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成27年度予算概算決定額 (所要額) 16,722(16,707)百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業について、引き続き多様な担い手・産地の参加が促進されるよう、野菜の価格形成の実態に即して、きめ細かな運用見直しを実施。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜 (35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10 : 2/10 : 2/10	1/3 : 1/3 : 1/3 ^(※)
平均価格		過去6力年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあつては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

【平成27年度の拡充内容】

○ 保証基準額の改定

- 直近6か年(平成20~25年度)の平均価格を基に**保証基準額を改定**。
- ばれいしょ(即売もの)**の保証基準額等について、他の指定野菜と同様に全国一律から**市場ブロック毎に分割**して設定。

47 果実等生産出荷安定対策事業

【5, 520 (5, 420) 百万円】

対策のポイント

果樹の流通・消費構造の変化に対応した生産・流通・加工体制を整備する観点から、果樹の改植及び未収益期間対策、加工流通対策等を強化するとともに、果実の計画生産・出荷の推進や需給安定対策の的確な実施を図ります。

<背景／課題>

- ・果樹にあっては、流通・消費構造の変化に対応した生産・流通・加工分野の構造改革が急務とされています。また、永年性作物である果樹については、不安定な果実の価格が経営を圧迫し、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・さらに、猛暑・干ばつ、豪雪等の異常気象の発生度合が高まっており、需給の安定や果実の品質確保への影響が懸念されます。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実供給面積の増加
(5% (平成25年度) → 10% (平成30年度))

<主な内容>

1. 改植及び未収益期間対策の着実な推進や新品種の急速普及体制の構築

果樹の優良品目・品種への転換を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援について、新たに主要落葉果樹（ぶどう、なし等）の改植支援の定額化、産地計画に位置付けられた同一品種の優良系統への改植等を支援します。

また、新品種の普及を加速するため、穂木の配布用母樹の育成・維持体制の整備を行います。

さらに、果樹園地の作業性を向上させるため、引き続き園内道やかん水施設など、小規模土地基盤整備を推進します。

2. 果実の需給安定や流通・消費構造の変化に対応した加工流通対策の推進

計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進するとともに、流通・消費構造の変化に対応するため、品質保持技術を活用したカットフルーツ等の新たな需要に対応した取引形態の実証や加工専用果実の低コスト生産流通体制の構築等による加工流通対策を総合的に行います。

補助率：定額、定額（1/2相当）、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：（公財）中央果実協会、民間団体

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 （03-3502-5957）]

新たな果樹対策の推進について (平成27年度予算概算決定額 5,520(5,420)百万円)

産地の課題

安定的な生産・供給体制の確立が必要

○ 不安定な果実の価格が経営を圧迫する中、高値で取引できる優良品目・品種への転換の加速化が必要。

・ 落葉果樹の改植実績は、かんきつ・りんごより低く、転換に遅れ。

	実施面積(割合)		実施面積(割合)
みかん	1,800 ha(38%)	かき	90 ha(2%)
りんご	1,400 ha(30%)	くり	90 ha(2%)
その他かんきつ	800 ha(17%)	なし	50 ha(1%)
ぶどう	130 ha(3%)	その他	340 ha(7%)

※ 割合は全事業実施面積(4,700ha)に対する品目別実施面積の割合。

・ 新品種の普及にあたり、改植だけでは栽培適地の確保に限界。

・ 人気ある新品種の苗木が不足し、入手しにくいいため、普及に支障。

果樹対策の主な見直し・推進方向

技術導入を加味した「産地計画」の策定産地に対し、以下の施策により集中的に支援

改植・未収益期間対策の強化

《運用の見直し事項》

・ りんご以外の主要落葉果樹等(ぶどう、なし、もも、かき、くり等)の改植支援についても、定額(1/2相当)で支援。

【改植】 22万円/10a(みかん等のかんきつ類)
16万円/10a(りんご等の主要落葉果樹等)
32万円/10a(りんごわい化栽培、なしジョイント栽培等)
【未収益】 20万円/10a(5万円/年×4年分)

・ 新技術導入要件を緩和し、産地計画に位置づけられた同一品種の優良系統への改植を新たに支援。

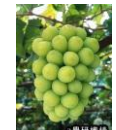
・ 改植支援に加え、産地が特に規模拡大を志向する新品種について、新植の一部を新たに支援(1/2以内)。



ぼろたん
洗皮が簡単に
むけるくり



太秋(たいしゅう)
食感・食味に
優れたかき



シャインマスカット
皮ごと食べられ、
食味の優れたぶどう

新品種の急速普及体制の構築

・ 苗木生産に必要な穂木の配布用母樹の育成・維持体制の整備等により、新品種の普及を加速化。



母樹の育成(ぶどう)

低コスト栽培実証

・ 加工専用果実の生産に係る低コスト・省力化栽培実証に対する支援を実施。(改植事業を活用)

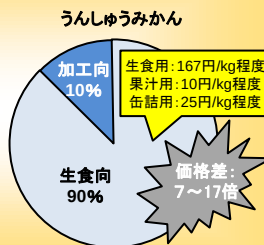
高品質果汁生産への支援

・ 果汁製品の高品質化設備の導入に対する支援を実施。

加工用果実安定供給支援対策

・ 加工専用果実を安定供給する生産者に対し、選別・出荷等に必要な掛かり増し経費について支援を実施。

○ 生食と加工用の価格差は大きく、加工原料の農家手取りを上げるには、低コスト・省力化等による「裾もの」からの脱却が必要。



果樹産地の競争力強化・園地や担い手の確保

果樹農家の経営安定

加工対策

48 茶支援関連対策

【1, 404（1, 498）百万円】

対策のポイント

茶において、輸出拡大、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入及び産地の実情に応じた生産体制の強化等に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・永年性作物である茶は、価格の下落や燃油価格の高騰等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、茶園の若返りや品種・茶種の転換が進まない状況となっています。
- ・また、国産茶においては、海外から高い評価を受けているものの、茶園の老齢化や規模拡大の遅れ等により、輸出用茶生産等への取組が進まない状況となっています。

政策目標

茶の輸出額の増加（50.5億円（平成24年）→150億円（平成32年））

<主な内容>

1. 茶における改植及び未収益期間支援

茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品種への転換、高品質化を加速するため、新植・改植及び未収益期間に対して支援します。

2. 茶農業の生産体制強化・安定化支援

輸出拡大や新しい需要の開拓、農業経営の体質強化等を促進するため、以下の取組を支援します。

- （1）海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入
- （2）輸出相手国での残留農薬基準の設定
- （3）省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入
- （4）産地の気象条件等に応じた生産体制の強化等

（補助率：定額等
事業実施主体：農業者等の組織する団体）

（関連対策）

燃油価格高騰緊急対策

（平成26年度期首残高）31, 230百万円

農業者と国との拋出により、省エネルギー推進計画（A重油使用量の15%削減）に取り組む農業者について、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援します。（平成27年度から茶を支援対象に追加。）

〔お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）〕

茶支援関連対策

茶については、品質向上や魅力ある商品づくり等により収益性の強化を図ることに加え、燃油高騰の影響を受けにくい経営構造の転換を進めることが課題。

このため、茶園の若返りや競争力のある品種への転換のための茶樹の改植等が促進されるよう、新植・改植及び未収益期間に対して支援。

さらに、輸出促進や新たな需要拡大及び農業経営の体質強化のため、生産・加工機械のリース等に対して支援。

茶の改植及び未収益期間支援

<新植・改植に対する支援>

- ・新植・改植 : 12万円/10a

<未収益期間に対する支援>

- ・改植 : 12万円/10a (改植の実施年から3年分相当)
(異なる品種への改植は16万円/10a (4年分相当))
- ・棚施設を利用した栽培法への転換 : 4万円/10a (栽培法への転換の実施年から1年分相当)
- ・台切り : 7万円/10a (台切りの実施年から2年分相当)

輸出拡大、国内マーケットの創出に向けた取組支援

・海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入を支援。

・発酵茶(紅茶)や半発酵茶(烏龍茶)に適した品種の栽培技術、発酵茶用の加工機器の導入を支援。

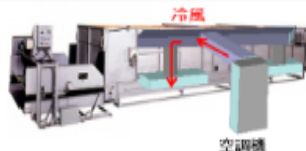
・輸出相手国での残留農薬基準の設定に対する支援。

サイクロン式害虫吸引
機械の導入



萎凋処理による香りを発現
させる加工技術の導入

低温除湿萎凋(15℃16時間)



生産コストの低減、産地の実情に応じた生産体制強化支援

・新たな加工技術を活用した省エネ型加工機械のリース導入等を支援。

・茶樹の根元にピンポイントで最適な時期に適量の施肥をする点滴施肥技術の導入等を支援。

・中山間地域における防霜ファンなど、産地の気象条件等に応じた生産体制の強化・安定化の取組を支援。

そじゅうき
[省エネ型粗揉機]



関連対策: 燃油価格高騰緊急対策(平成24年度補正予算で措置)

・農業者と国との拋出により、省エネルギー推進計画(A重油使用量の15%削減)に取り組む農業者について、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付。※平成27年度から茶を支援対象に追加。

49 甘味資源作物生産者等支援安定化対策

【8, 146（8, 130）百万円】

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・（独）農畜産業振興機構は、安価な輸入糖等から徴収する調整金と国からの交付金を財源として、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付する業務を実施しています。
- ・甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給の確保を図るため、この業務の継続的・安定的な運営が必要です。

政策目標

- 甘味資源作物の再生産の確保
- 国内産糖の安定的な供給

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 8, 108（8, 092）百万円

国内産糖と輸入糖との大幅な内外コスト格差を調整するため、（独）農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対し、交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を（独）農畜産業振興機構に対して交付します。

（補助率：定額
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構）

2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

38（38）百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等）

[お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-3502-5963）]

50 消費・安全対策交付金

【2, 062 (2, 048) 百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①国産農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と病害虫の予防及びまん延防止、③食品トレーサビリティ普及促進、④地域における食育の推進を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進
- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）
- 農林漁業体験を経験した国民の割合（平成30年度までに35%）

<主な内容>

1. 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) PED（豚流行性下痢）等の家畜の伝染性疾病やプラムボックスウイルス、キウイフルーツかいよう病菌等の病害虫の予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

（ 交付率：10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

2. 地域における食育の推進

日本型食生活などを普及する食育推進リーダーの育成及び地域のネットワーク作り並びに地域の食文化の継承等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場において農業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等を支援します。

（ 交付率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|--------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局総務課 | (03-3591-4830) |
| 2の事業 | 消費・安全局消費者情報官 | (03-3502-5723) |

51 家畜衛生等総合対策

【5, 474（5, 599）百万円】

対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ることにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

<背景／課題>

- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では最近も継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師の育成・確保を図ることが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

4, 978（5, 220）百万円

- 畜産物を輸出する際の相手国からの要求等に応えるため、近年発生が増加している牛白血病を含めた家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物を対象とした伝染性疾病の監視を行います。
- 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行うとともに、口蹄疫埋却地の原状復旧を支援します。

（委託費、補助率：10／10、1／2等）
（委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

263（171）百万円

人や物を介する口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭する等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保

148（133）百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。

（補助率：1／2以内等）
（事業実施主体：民間団体等）

4. 水産防疫体制の充実・強化

85（75）百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|----------------|----------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課 | (03-3502-5994) |
| 3、4の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-2103) |

52 食の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【875（948）百万円】

（平成26年度補正予算 185百万円）

対策のポイント

食の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物による汚染実態を基に安全性向上対策を策定することや、生産資材（農薬や肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査や試験等を基に使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行っていくことが必要です。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、①特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制、②生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 244（274）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・有害微生物について汚染実態を調査し、必要に応じて、安全性向上対策を検討します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

2. 食の生産資材安全確保総合対策事業 631（674）百万円 （平成26年度補正予算 185百万円）

生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等を行います。

さらに、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管を支援します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

1の事業	消費・安全局消費・安全政策課	(03-3502-8731)
2の事業のうち		
農薬・肥料	消費・安全局農産安全管理課	(03-3591-6585)
飼料・動物用医薬品	消費・安全局畜産安全管理課	(03-6744-2103)
ワクチン選定・保管等	消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994)

53 産地偽装等取締強化対策

【258（254）百万円】

対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効率的・効果的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。

<背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、牛の個体識別番号が販売されている牛肉に適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。

政策目標

- 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率及び加工食品の「義務表示事項」の不適正表示率（10%以下（毎年度））
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

<主な内容>

1. 産地表示適正化対策事業

25（19）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

234（235）百万円

国内でと畜される年間約120万頭の全ての牛枝肉から照合用サンプルを採取・保管し、小売店等から購入した牛肉と保管している照合用サンプルとの同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費
委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局表示・規格課 | (03-6744-2100) |
| 2の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-1525) |

54 食品ロス削減等総合対策事業

【111（105）百万円】

対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等が連携して取り組む商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動の展開と併せて、再生利用が進まない川下における食品廃棄物等の再生利用の取組等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国では、消費者の過剰購入や食品流通における商慣習などが原因となり、本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」が年間約500～800万トン発生しています。また、食品廃棄物等約1,700万トンのうち再生利用されているものは約2割で、特に食品小売業や外食産業では廃棄物の分別が困難であるなどの理由から再生利用等が低迷しています。
- ・世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクル推進は喫緊の課題となっています。

政策目標

- 食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%)
- 食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と地域活性化

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開

36（45）百万円

関係府省との連携の下、個別企業等では解決が困難な商慣習等の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、フードバンク^{※1}の認知度向上のための活動や信頼性向上のための先進的フードバンクの運営ノウハウの普及等を総合的に支援することで、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開します。

※1 フードバンクとは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 6府省（消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省）
・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

2. 新たな食品リサイクルループの構築

33（16）百万円

食品廃棄物のバイオガス化により、分別の負担の削減を図りつつ、再生可能エネルギー創出と農業生産の高度化に寄与する食品リサイクルループの計画づくり等の活動を支援します。

また、リサイクルループ構築を加速するために近隣住民の理解や協力を得るための取組やメタン発酵消化液^{※2}を肥料として利用する農業者の参画を促進する取組等を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 環境省 ・食品リサイクル法を共管する環境省と連携し、新たな食品リサイクルループの構築を推進

（お問い合わせ先：
食料産業局バイオマス循環資源課 （03-6744-2066））

食品ロス削減等総合対策事業

平成27年度予算概算決定額 111(105)百万円

現状と課題

- 食べられるのに捨てられる「食品ロス」が毎年約500～800万トン発生(コメ生産量に匹敵)。
- 食品廃棄物約1700万トンのうち再生利用されるのは約2割。特に食品流通業や外食産業といった川下のリサイクル率が低迷。

対 応

- ① 製造から流通、外食、消費に至るフードチェーン全体で、食品ロスの削減に取り組む(食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT))。
- ② 再生利用が進んでない川下の再生利用の取組を加速化させるため、再生利用事業が成り立つ環境を整備。

食品ロス削減国民運動の展開

事業者からの食品ロス
300～400万トン

家庭からの食品ロス
200～400万トン

【流通】
・商慣習見直しパイロットプロジェクト
・フードバンク活動支援
【外食】
・ドギーバック普及支援等

一人
ひとりの
意識・
行動改革

【家庭・消費者】
小売店舗、マスメディア、SNS等を
活用した戦略的コミュニケーション

NO-FOODLOSS PROJECT



拡充内容

- 食品産業から信頼されている先進的フードバンクの運営ノウハウの普及等を支援

(例)・食材の供給元である食品企業の信頼を高めたい
・フードバンク活動の取組を強化したい

先進的フードバンクの運営ノウハウ普及を支援



食品ロス削減を食品産業の体質強化へつなげる

川下のリサイクルループ構築加速化

小売、外食、
旅館などが
販売・利用

小売、外食、旅館など

事業者による
分別排出

施設での
熱・CO2利用

廃棄物収集業者による
分別収集・運搬

【ボイラー燃料】
熱・CO2

リサイクラーによる
メタン発酵

【2槽パッカー車】

ほ場での液肥利用

農林漁業者等

バイオガスの
エネルギー利用

リサイクラー

拡充内容

- 消化液の肥料利用を伴うメタン化の取組について、周囲への理解の醸成に向けた取組等を支援

(例)・近隣住民の理解と協力を得たい
・消化液の主な利用者である農業者に
ループの参画を検討してほしい

・説明会等の開催を支援
・消化液の肥料利用を支援



食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と地域活性化